

第 112 回入札監理小委員会  
議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 112 回入札監理小委員会  
議 事 次 第

日 時：平成 21 年 10 月 23 日（金）17:30～19:08

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

(1) 実施要項（案）の審議

- 刑事施設の運營業務（法務省）
- ビジネスライブラリー運營業務（（独）日本貿易振興機構）
- アジア経済研究所図書館運營業務（（独）日本貿易振興機構）

(2) その他

3. 閉 会

<出席者>

(委 員)

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員、本庄専門委員

(法務省)

矯正局総務課 名執矯正調査官、三好専門官、吉野専門官、森田専門官、齋藤専門官

((独)日本貿易振興機構)

貿易投資相談センター 岡崎センター長、長島専任調査役、貿易投資相談課 杉山総括課長代理

アジア経済研究所図書館 福田館長、村井課長、高橋課長代理

アジア経済研究所研究企画部 井村総括審議役

企画部企画課 栗田課長、坪井課長代理、廣田課員

(事務局)

佐久間事務局長、上野参事官、山西参事官、山谷企画官

○樫谷主査 それでは、ただいまから「第 112 回入札監理小委員会」を開催したいと思います。

本日は法務省の「刑事施設の運営業務」、独立行政法人日本貿易振興機構の「ビジネスライブラリー運営業務」及び、同じく「アジア経済研究所図書館運営業務」の実施要項（案）について審議を行いたいと思います。

初めに「刑事施設の運営業務」について審議を行います。本日は、法務省矯正局総務課の名執矯正調査官に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等につきまして、15 分ぐらいで御説明いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○名執矯正調査官 パブリックコメントにより寄せられた意見の一覧は、資料 A - 3 のとおりであり、このパブリックコメントで提出されました意見に基づいて、変更した点を中心に、実施要項（案）の見え消し版に沿って変更内容を御説明したいと思います。言葉の平仄や表現の曖昧さを単に修正したような部分については省かせていただきます。

では、まず実施要項（案）の 2 ページをごらんください。2 ページの「ア 共通」については、総括業務責任者と業務責任者の置き方について明確にしました。すなわち、入札単位は総務、警備業務で 1 つ、作業、教育等の業務で 1 つということになりますが、入札単位ごとに総括業務責任者を 1 名置くということです。また、対象施設ごとの各区分、つまり対象施設ごとの「総務業務」、「警備業務」、「作業業務・職業訓練業務」、「教育業務・分類業務」という 4 つの業務ごとに業務責任者を各 1 名ずつ置いて、各施設に常駐させるということを明確にいたしました。

次に 3 ページ目をごらんください。3 ページの 2 行目については、パブリックコメントの指摘により、職員の喫煙場所が保安区域内にあるため、たばこについては被収容者が取得しないようにすべき持込制限物品から外すことといたしました。また、今回は既存施設への民間委託導入ですので、薬物についても、部外者が施設内へ入る段階で、例えば薬物検知機などを設置することまでは構造上求められないということから、これを持込制限物品から外すことにいたしました。

また、3 ページの 11 行目については、すべての被収容者の着衣と所持品の検査を週 1 回以上検査することとしておりましたが、これもパブリックコメントで、人的体制の確保が困難であるという指摘がありました。また、対象施設においても、現行実施している頻度を過度に上回る回数になりますので、月 2 回以上ということに改めました。

また、3 ページのウの（イ）については、「受刑者等の資格取得率を一般受験者の資格取得率と同等以上とすること」と従来しておりましたが、訓練受講者の選定は民間事業者のコントロールが及ばない要素でございますので、職業訓練業務の質の設定としては不相当であるという意見がありました。よって、「当該訓練の指導経験を有する講師を、常時 1 名以上、指導に従事させること」に変更いたしました。

4 ページをごらんください。（4）のイの（ウ）については、パブリックコメントの質問として、被収容者を使用して実施する食事の提供、衣類寝具の洗濯、及び保安区域内の清掃、植栽管理、環境整備は、すべて職業訓練として、その実施時間が職業訓練促進費の対象となるのかという質問がございましたので、これらについてはカリキュラムとして講師等が行う学科指導、及び実習に限り

促進費の対象とすることを明示いたしました。

また、同じ部分で、改善指導促進費の対象となる改善指導の範囲について、ワークブックを用いて行う指導も含むべきであるという意見がありましたが、これは、講義形式とグループワーク方式により実施される改善指導を改善指導促進費の対象とした上で、主にワークブックを用いて行う指導であっても、講義形式やグループ形式によって実施される部分、例えば講師が行う事前のオリエンテーションや事後の講評などについては、促進費の対象となるという整理をして、これを明示いたしました。

次に6ページをごらんください。6ページの(8)を加筆いたしました。落札の総合評価方式について、関係省庁との協議の結果、職業訓練教育等業務については加算方式を採用することとなりましたが、総務、警備業務については除算方式とされましたので、入札価格の与える影響が加点項目に比して過大であって、事業の質の低下が危惧されるというパブリックコメントの意見、また、これまでの御指摘や御懸念も踏まえて、刑務所の根幹を支える警備業務の質の低下を招くことのないよう、警備業務についてはPFI刑務所と同様、担当する民間事業者の参加資格を明記することといたしました。

12ページをごらんください。「ア 落札者の決定方法」について、ただいま申し上げましたとおり「(ア) 総務業務及び警備業務」については、いわゆる除算方式、すなわち「基礎点に加点項目審査で得られた加点を加えた値を、入札価格で除した値(総合評価点)をもって行う」ということです。また「(イ) 作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務」については、いわゆる加算方式、すなわち「基礎点に加点項目審査で得られた加点を加えた値(技術評価点)と、入札価格から求められる値(価格評価点)の合計値(総合評価点)をもって行う」ということとさせていただきます。

次に17ページをごらんください。キの(エ)について、洗濯施設という文言を加えております。これは事業終了後の引継ぎについて、原則としては民間事業者の責任と費用負担により収去して原状回復を行うことにしておりますが、事業終了後も給食業務同様、洗濯業務も継続する必要性があるので、洗濯施設についても厨房施設と同じく引渡しの扱いとすべきであるという意見がありまして、そのとおり修正いたしました。

次に、18ページ上部のクの(イ)と(ウ)をごらんください。本業務に関連して作成されたシステムについては、無償で利用できる権利は、従来、事業終了後も国に存続するというようにしておりましたが、権利を譲渡することはノウハウを有する事業者にとっては参画の妨げになるなどの問題が生じるおそれがあるという意見がありましたので、それを踏まえて、著作物を利用する権利については実施期間に限ることとしました。(イ)と(ウ)については、もともと両者の内容はほぼ同じであったところ、また以降の部分も解除しましたので、これを1文にまとめました。

次の19ページの修正につきましては、前回の御指摘に基づいた修正でございます。

23ページの最終欄をごらんください。これは被收容者に係る事由に起因して発生した増加費用や損害は、国の負担とするという区分表ですが、その事由について、作業業務、職業訓練業務にあるのと同様の規定を、教育業務、分類業務にも付け加えました。すなわち「受刑者の責めに帰すべき事由による指導及び面接中の事故に起因する損害」に起因して発生した増加費用や損害については、

国の負担とするということでございます。

次に別紙4の「委託費の減額について」の部分をごらんください。これはパブリックコメントにおいて、罰則点という表現について、通常、罰則というのは法令に違反したときに使われる表現であるので違和感があるという意見がございましたので、これをすべて減額ポイントと改めることにしました。

26 ページはその修正になります。

27 ページの下の(4)については、民間事業者に業務上功績があった場合には、罰則点の評価に際して何らかの考慮を願いたいという意見がありましたので、これを踏まえて、無事故の期間に応じて1回当たりの減額ポイントを軽減するという措置を講じることといたしました。

こちら側の説明は以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊副主査 若干テクニカルというかマイナーな点を2つ質問させてください。

まず、見え消しの22 ページの下のイのところ「アにかかわらず、被收容者に係る次の事由（当該事由の発生について民間事業者に帰責性がある場合を含む。）に起因して発生した増加費用及び損害は、国の負担とする」というふうにあって、この括弧の中で「当該事由の発生について民間事業者に帰責性がある場合を含む」というふうにしてしまうと、別紙4の減額とか、減額しただけでは不足する損害については民間事業者に責任を取ってもらいますという条項との関係が、整合性を欠くのではないかという疑問がありまして、もし別紙4の方の規定によるのだということであれば、この括弧書きのところを「民間事業者に帰責性がある場合については別紙4の規定による」とか、何か両者のリファレンスというか、そこを整理されるとはっきりするのかと思います。

もう一点が26 ページ目のところで、ここは単に御質問であるのですけれども、先ほどの御説明の中で持込制限物品については、たしか携帯電話だけにするという規定があったと思うのですけれども、ここのただし書きで「ただし、收容者が武器又は覚せい剤などの薬物を取得した場合を除く」というふうになっていて、もしかするとこの2つは特別問題になるので書いておくのですということなのか、それとも先ほどのところが直った関係でここも直さなくてはいけないのか、どちらなのか、こんなマイナーなことをお伺いして恐縮ですけれども御確認いただけたらと思います。

○名執矯正調査官 第1番目の御質問については、こちらでもう一回検討してみたいと思います。

2番目は修正させていただきます。

○樫谷主査 ほかに何かありますか。

稲生さん、どうぞ。

○稲生専門委員 2点ございまして、ちょうど18 ページのところでは修正がされていて「ク 権利の譲渡等」というところの中の(イ)のところでございますが「国は、本業務に関連して作成された書類、プログラム及びデータベースについて、実施期間中、無償で利用できる」けれども、その後については権利はなくなるというような話がありましたけれども、プログラムは恐らくそれでい

いのかと思って聞いていたのですが、データベースがどこまで指しているのか、受刑者のいろいろなプロファイルみたいなものは、民間に残したらかえってまずいのではないかという気もします。そこら辺データベースの中身がどんなことをイメージしているのかということと、その中身によっては逆に民間さんに使われたらまずいのではないかというのがございまして、そこら辺の関係がどうなっているのかというのを確認したいのです。

あと、もう一点ですが、資料A-3のパブコメの結果の、4ページの別紙2、23というところの指摘ですが「庶務 その他事務支援」とありまして、LAN担当を民間委託の対象業務とした方がいいという意見がありまして、確かにそうだと思います。意見を踏まえて「システム管理」を追加しているのですが、個人的な印象なんですけど、LANとシステムというのはちょっと違うのかという気もします。その場合は大丈夫かということです。大丈夫であれば勿論結構ですが、要するにLANというのはネットワークみたいなものでありまして、システムというと何となくソフトウェアとかいろいろ入ってくるような感じもして、対応されていれば勿論結構ですが、そこら辺の突合がもしあいまいであると後々まずいのではないかと思ひまして、蛇足気味ではあるのですが、お考えをお聞きできればと思います。

以上、2点でございます。

○森田専門官 データベースにつきましては、特に警備上の保安情報や受刑者の個人情報等につきましては、現在のPFI事業の契約書にも、リストを出して破棄をすることという条項を盛り込んでおりますので、公共サービス改革法に基づく民間委託の事業契約書案にも同等のものを盛り込むことによりカバーしたいと考えております。

○稲生専門委員 これから盛り込むということですね。

○名執矯正調査官 そのとおりです。それから、システム管理の方は、業務の内容の表の中にのみ記載しており、御説明を申し上げなかったのですが、これは被収容者データ管理システムという、法務省の矯正施設におけるLANの扱いのことを指しているもので、イメージするところは両方とも同じものです。まぎれのないように直したいと思います。

○稲生専門委員 わかりました。よろしく申し上げます。

○渡邊副主査 済みません。今の稲生先生の点に関してなんですけれども、私も例えば書類とかデータベースは破棄してもらおうか、そのまま返還してもらおうことが必要だと思うんですけれども、仕事をしているときに、データベースだけあっても使えないことが結構多くて、その前提になるプログラムを改めてライセンスを受けないと、そもそもデータベースというものはあるけれども読めないという状態があるとすると、これで国が何か利得を得ようと思って書かれたわけではなくて、多分そういう事態があると困るのでライセンスの許諾をうけたいというのではないのでしょうか。私なんかはもともとその趣旨なのかと思って読んでいたのですけれども、まるっきり削除されてしまうと、改めて何かライセンスを受けないと宝の持ち腐れでデータベースはあるけれども読めないということでも困ると思うのです。

他方きっと民間の方の御不安というのは、国がいつまでも自分たちのプログラムについて自由に、それこそ無償でというところの不安かという気もして、国もデータベースに残ったものは読める、

民間事業者もその限度では認めるとか、その辺りは、間を取ってうまく初期の目的を達する方法がないのかどうかというのは、多分御検討いただいた方がいいのかと思います。

もしかすると、データベースは普通の市販の、買いりのライセンスで読めるということであれば余り大事な話ではなくなると思うのです。そこはもし、まだ確認されていないようでしたら御確認いただいた上で、実際にワークするような仕組みにされた方がいいのかと思いました。

○名執矯正調査官 はい、そのようにします。

○稲生専門委員 多分、市販ではないのでしょうか。

というのは、指摘されている民間の方のコメントを読むと、本業務に関連して作成されたということですから、汎用モデルというより、恐らくこの業務に関連してつくられた、ちょっと特殊なものということだと思います。

○渡邊副主査 済みません。余りここで時間をとってお話ししてもいけないのかもしれないのですが、例えばもともと民間事業者が持っている技術を少し上乘せして、改良のようなものだとすると、国の方でもある程度、こういうデータの特質とか知識を出したり、マテリアルを出さないと改良ができなかったようなものであるとすると、無償ということが必ずしもおかしいことではないというのもあるので、多分その辺りは、本当にワークするような仕組みの構築というのは、既に民間の間でこの手の契約をやるときには解決された問題だと思いますので、必要に応じて事務局とも御相談いただいて、決して民間だけのためではなく、あるいは国のためだけではないような、公平なバランスのとれたところで御検討いただいた方がいいのかと思います。

○樫谷主査 よろしいですか。

○名執矯正調査官 どうもありがとうございました。

○本庄専門委員 済みません。2点ございます。

1点目は、改善指導促進費の対象が講義形式またはグループワーク形式というについてです。個人的に指導をすることは、むしろ一番手厚い感じがするのですが、それが入らないように見受けられます。もしそういうことが実施されるのであれば、まさにインセンティブの対象になるべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○名執矯正調査官 個人に対する講義形式の指導ですと、実際は面接ということになるとと思いますが、このような指導形式の改善指導なのだとすることで、これは改善指導の時間に入れていいと思っております。

私たちがワークブック方式を今回除いたという理由は、例えば全員に対して配りきりで、読んでおきなさいというものについては認めたくないという趣旨です。

○本庄専門委員 わかりました。もし疑義が生じたら、そういう御説明を付加していただければと思います。

もう一点ですが、パブリックコメントの2ページの、一番下の13のところにある罰則点や減額措置の判断を、中立の第三者が、という御指摘に対する回答として「協議が整わなかった場合には、民間事業者の代表者と発注者が指定する者との間で再協議の機会を設ける」と書かれておりますが、発注者が指定する者というのは少々あいまいかと思えます。

この点は、この指摘にあるとおり、中立の第三者ということをお考えいただいた方が民間事業者にとっても、国の職員の人にとっても、むしろいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○名執矯正調査官 中立的な第三者という立場の者が、今のところ想定ができないので、1段ランクを上げて、発注者が指定する者となりました。この「発注者が指定する者」というのは、発注者、法務省でいえば会計課長になるのですが、この発注者が、国の、例えば矯正局の者を指定して、その者がアドバイザーの意見なども聞いて、相手側の会社自体と協議をする。施設の中で整わなかったものは、省のレベルで協議をしようということです。

○本庄専門委員 矯正局の方で対応するということだと、民間事業者が納得するのかなとか、しよせん身内ではないかという評価を受けないのかということです。

恐らく、ここで中立の第三者というのは今、存在しないと思うのですが、専門性を持った人にこういう仕事を委嘱するという形でやる仕組みというのを、新しく考えられてもいいのかと思います。

ですから、発注者が指定する者というのは法務省に属さない方である方が、むしろ望ましいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○名執矯正調査官 今はその仕組みがないので、今すぐにどうするということはお答えが難しいです。

○本庄専門委員 検討していただいて。

○渡邊副主査 ちょっと御質問を申し上げていいですか。

多分、ここで民間事業者はどちらかという、いわゆる仲裁機関のような審判を求めるようなコメントがあって、一方今、法務省の方が言われるのは、恐らく第三者の審判とか裁判官的な役割のところでは、仲裁機関のようなところではなくて、そういう意味では法務省というよりは、法務省側でレベルを上げて再協議をする。整わなかったらある意味仕方がないので、今ある既存の仲裁機関とか、極端な場合は裁判所みたいな、多分そういうことをお考えになっているのかという気がしたのですが、先生のお考えでは、そんな仲裁機関とか裁判所に行かせるのではなくて、もっと刑務所の実務に特化したところに判断するような機関を設けてほしいという御意見ではないでしょうか。

○本庄専門委員 実際、アメリカの刑務所などではそういった形でアクレディテーションをやっていると承知していますので、そういった仕組みというのをお考えいただいたらどうか。

視察委員会の仕組みをより専門的に特化したような形でお考えになるというのはどうなのかというのが、私の考えです。ですから、すぐにそれをつくるというのは難しいのかもしれないですが、この発注者が指定するものというのは、内部の人であるというのは、恐らくこの意見を出された方には余り満足いく回答ではないのかと思うということです。

○樫谷主査 いかがですか。

罰則点の計上とか減額措置そのものの判断を、中立的に行うことを御要望なわけですね。

○本庄専門委員 そうですね。施設の方がされるとどうしても上下関係が生まれてくるというところが一番懸念されて、ですから矯正局の方がというお答えだと思いますが、アカウントビリティと



ということからいうと、外部の人という方がむしろ望ましいのかと思います。

○樫谷主査 回答は、一旦刑事施設の職員が行って、それで協議をし、整わなかったときには民間事業者の代表と、指定する者として矯正局の方などが協議をするという２段階になっている。それでだめだったら裁判なり、何かやってくださいという話です。

これはどうなんですか。ほかの事業でも減額措置とかはありますね。

○事務局 市場化テストの他の事業でも減額措置等がありますけれども、一般的には、契約に基づく措置でございますので、契約の当事者間で協議をするというのがまずは基本かと思います。

この御意見というのは、現場で毎日相対している者同士ではなかなかうまくいかないときもあるので、そのような場合にはもうちょっと客観的な視点から見てほしいということだと思います。そういう意味ではランクを上げて、本省レベルで協議するというのは１つの回答かと思っております。

○樫谷主査 これらの減額措置とかだけではなくて、執行についての評価をするという第三者機関みたいなものは、特別にはつくらないんですね。

○名執矯正調査官 評価のときには、第三者委員会になるかどうかわかりませんが、施設の中の刑事施設視察委員会の方で見てもらうということにしております。

○樫谷主査 それは結果だけではなくて、プロセスもある程度評価をしていくのですか。報告を受けて評価をしたり意見を聞いたりするという委員会になるのですか。

○名執矯正調査官 こちら側が評価したものを実際に見ていただき、意見をいただき、また業務を見直してということになるかと思います。

○本庄専門委員 そういう仕組みも大変いいのですが、視察委員会は現状ではそれほど専門性が高いとは言いがたいと思いますので、こういったモニタリング的なことに特化した形で、専門性のある第三者というのを入れるというのは、１つあり得るかとかという意見です。

○樫谷主査 一応、全体の、そういう委員会があれば、減額措置についての判断をするわけじゃないけれども、評価はすることになるわけですね。

○樫谷主査 視察委員会として、どういうことをやることになっているのですか。

○名執矯正調査官 刑務所の中で、今回法律が変わって設けられた外部の第三者委員会ということで、刑務所の処遇や運営について広く視察していただいたり、受刑者からの直接の訴えに対して意見をするという委員会です。

メンバーには弁護士や地元の方などがおり、刑務所と関係のない方々に運営状況を見ていただくという形です。

○樫谷主査 その委員会に、この市場化テストの評価も一緒にしていただくということなんですか。

○名執矯正調査官 教育や職業訓練については、結果とプロセスを見ていただき、その意見に配慮して業務を行うということでございます。

○事務局 具体的には、実施要項（案）の３ページの下のところ、サービスの質の評価に一部関与するということになっております。

○樫谷主査 刑事施設視察委員会というものです。刑事施設視察委員会の意見に配慮し、業務を

実施するということですね。

本庄先生、いかがですか。

○本庄専門委員 そうですね。すぐには難しいかもしれません。

○名執矯正調査官 なかなか、すぐに第三者機関を設けてということは、今回は難しいと思っております。

○本庄専門委員 将来的に御検討いただけないかということです。

○渡邊副主査 私は、将来的に御検討いただくのは多分いいと思うのですが、第三者に結論を出してもらうことについて、またもう一つ、本当に民間事業者がそれでいいと思うかどうかという問題があって、その後司法プロセスが開いているかどうかということとか、第三者というときにある程度、例えば本庄先生のように知識のある方がプロセスをよく見て決められるという場合と、何となくわかっている構成員やわからない構成員が、本当のコアのところがよくわからないまま、一刀両断にいいとか悪いとか言われることについては、逆に民間事業者側の不安が募るということもあろうかと思しますので、その辺りはもう少し細部にわたって、両方の見方から御検討いただいた方がいいのかという感想を持ちました。

○本庄専門委員 私もそういう趣旨で申し上げたつもりです。即第三者に判断権限を委ねるということではなく、第三者の目を入れるということが重要ではないかということをお願いしています。

○樫谷主査 今回はちょっと難しいということですかね。次のときもあるかもわかりませんが、それをちょっと頭の中に入れておいていただくということと、できればそういう仕組みなどを検討していただくと、そんな変なことは法務省がするとは思いませんが、より民間事業者の方も安心かということだと思います。

よろしいですか。それと私の方から、どうでもいいことですが確認だけですが、3ページの(イ)のところですが。職業訓練については「当該訓練の指導経験を有する講師」を指導に従事させるとあり、これは当該訓練というのは職業訓練のことだと思うのですが、これはもう一般的な職業訓練の指導経験でいいということですね。

○名執矯正調査官 そのとおりです。

○樫谷主査 それから、もう一つは、これは確認ですが、先ほどの御説明の中で加算方式、除算方式の中で、警備業務と総務業務については、いろいろな事由で除算方式となったということですが、私が意味を取り違えているかもわかりませんが、何となく刑務所というと警備業務が非常に重要だという感じがするのですが、今回民間に期待されているというのは勿論それもなんでしょうけれども、全体的には警備業務そのものは刑務所の正規の職員の方がしっかりやられて、どちらかというと教育なり訓練の方に重点を置いたような、今回の民間の方のノウハウを期待されているというふうに理解してよろしいのですか。

○名執矯正調査官 全く別の業務と考えていますので、どちらが重いということはありません。勿論、警備業務については、本来国が責任を持つ部分ですし、現に民間委託を行っているような、例えば外周の警備に加えて、今回は被収容者にじかに接して中で警備しなければいけない部分なども出てくるという意味で、今までよりは重く考えたいということです。

○樫谷主査 それを除算方式でもいいということですね。どういうやり方が一番いいのかよくわかりませんが、除算方式というのはどちらかというと価格に重点を置いているという御説明だったので、それでいいということになると、仕事の重い軽いというのは余りないにしても、法務省としてはやはり（イ）の方を、教育訓練などについての方により力点を置かれている。それをそれぞれ協議をして、納得されたということですね。

○名執矯正調査官 どちらの質的判断を重く見るかということなので、教育職業訓練業務については、法務省としては、本当に初めて、加算方式という、PFI刑務所するときにも認めてもらえなかったことを認めてもらえたということで、大変評価したいと思っております。

○樫谷主査 より質を重く見たのは、そちらの方ですね。

あと、何かございますか。

若干の修正事項がありますね。

○事務局 御指摘いただいたところを法務省と事務局の方で調整しまして、先生方に修正箇所をお送りさせていただいて、御確認をいただくようにしたいと思います。

○樫谷主査 済みません。それでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで3回の審議を行いましたけれども、本日をもって小委員会の審議はおおむね終了したのものとして、改めて小委員会の開催はせず、先ほどの若干の修正事項はありますけれども、それに関係することも含めて、実施要項（案）の取扱いとか監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後実施要項（案）の、先ほどの修正がございしますが、それについての御連絡があると思いますけれども、何か疑義が生じたような場合には事務局から各委員にお知らせをし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきたいと思います。

また、法務省におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますようお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

（法務省関係者 退室）

（独立行政法人日本貿易振興機構関係者 入室）

○樫谷主査 お待たせいたしました。続きまして「ビジネスライブラリー運営業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は独立行政法人日本貿易振興機構貿易投資相談センターの岡崎センター長に御出席いただいておりますので、前回の審議などを踏まえまして実施要項（案）の修正点などにつきまして、10

分程度で御説明いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○岡崎センター長 岡崎でございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

前回のこの小委員会の方で御指摘をいただきました点につきまして、御趣旨に沿った修正を行いました。また、この間に意見募集を行いまして、寄せられた質問等への対応案を準備しておりました。これらの詳細につきましては、長島調査役の方から説明させていただきたいと思います。

○長島専任調査役 それでは私、長島より、前回御指摘いただきました事項について、対応及びそれに伴う実施要項等の変更点について、また、10月13日から10月20日まで8日間実施しました意見募集の結果及び対応案について御説明させていただきます。

前回御指摘いただいた事項は2点ございました。1点目は報告書の作成について、2点目は委託費の支払い方法についてです。

1点目ですが、実施要項18ページ、11の「(1) 報告について」の項目で、報告書の作成、提出において、何をすべきかわかりやすく整理して記載するように御指示いただきましたので、実施要項及び仕様書の報告書に関する記載を修正いたしました。

まず、実施要項については日々、毎月、年度ごとの作成頻度別に、各報告書についてポイントのみ記載し、詳しい説明は仕様書に移しました。

仕様書においては、実施要項と同様に作成頻度ごとに表形式で整理しました。表の項目として「報告書の種類」、「記載すべき内容」、「作成時期」、「提出及び保管方法」を設けて、それぞれに求める事項を記載しました。また、報告書作成に関するフロー図も実施要項より移動しました。

次に2点目、実施要項の8ページの「(7) 委託費の支払い方法」についてです。支払い時期を業務の遂行状況及び質の確保を確認した後とするよう、また、支払い頻度の変更も含め、見直すよう御指示いただきました。支払い頻度については、民間事業者さん2者にヒアリングしましたところ、四半期ごとに実施するモニタリングの結果を受けて支払うとした場合については、資金繰りが厳しくなる、本来であれば前払いが望ましい、もし後払いであるとしても、月次が望ましいとの回答でした。

これを受け、支払い時期については月次後払いとすることを前提として、業務の質の確認方法、支払いのタイミングについて再度検討いたしました。その結果、モニタリングを実施しない月の業務の質の確認方法は、翌月初めに提出される月報と、それに基づく月例業務報告会にて行い、また、モニタリングを実施する月については、その結果も併せて確認するということにいたしました。そして、これらの結果を受けて支払いをする旨を実施要項にも明記しました。

次に、意見募集に寄せられた御意見と対応案について御説明いたします。

2社より5つの御意見をいただきました。まず1点目は、「ビジネスライブラリー業務全体における入札対象業務の位置づけを明示してほしい」というものです。これについての回答ですが、業務全体における入札対象業務の位置づけについては「従来の実施状況に関する情報の開示」資料の「5 従来の実施方法等」にある業務フロー図にて、提示してある旨をお知らせします。

また、個別の業務に関する機構との連携などについては、入札説明会において業務マニュアル等

の関係資料を配布して説明する予定です。

2点目は、「公文書管理法との関連で貴機構全体の文書管理において、ライブラリーはアーカイブの機能を今後期待される可能性があるか」という質問ですが、これに関する回答は、機構全体の文書管理において、ビジネスライブラリーがアーカイブの機能を今後期待される可能性については、現時点では明確ではない、といたします。

次に、3点目です。「民間事業者が落札した場合の機構職員の処遇について、受託業者が雇用できる可能性のある候補者の人数、業務スキル、待遇面の見込みについての情報開示の要望」です。

これに対する回答といたしましては、入札対象業務を従来より実施している職員の数及び人件費については「従来の実施状況に関する情報の開示」資料の「1 従来の実施に要した経費」及び「2 従来の実施に要した人員」に記載してあり、また、業務従事者に求められる知識、経験等についても、併せて記載してある旨をお知らせしたいと思っています。

4点目は、「仕様書の内容に含まれない業務フローの変更、システムの採用などを提案に含めることは可能か、また、目録作成業務の現在の作業工数の情報開示の要望」というものです。これに対する回答は、実施要項で定めております「運營業務の実施に当たり確保されるべきサービスの質」に記載した質及び水準の達成に有効と考えられる場合には、仕様書に含まれない業務フローの変更、システムの採用等を提案に含めていただくことは可能である旨をお答えします。

これについては、77 ページの企画書評価表の「創意工夫」の項目で「仕様書に示した内容以外の独自の提案がされているか」という評価の視点を既に示しております。

また、目録作業業務に関する現在の作業工数については、必要なデータを整理して、入札説明会において提示する予定です。

最後に、5点目です。「カウンター業務維持のための最少遂行人数は何人か」という質問です。入札対象となっているカウンター業務は受付及び複写サービスですが、これらの現行人数を提示するとともに、委託後の人数については機構が特段の指定をすることはしない旨を回答いたします。

また、「従来の実施状況に関する情報の開示」資料の「2 従来の実施に要した人員」の注記においても、データを掲載している旨をお知らせしたいと思います。

以上です。

○樫谷主査 ありがとうございます。

今の御説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

○稲生専門委員 質問ですけども、パブリックコメントです。資料B-2で5つありまして、回答（案）が付されている。

4つ目の資料整理業務について、御意見の趣旨がよくわからなくて教えていただきたいところがありまして、かなり長めに書いてあるんですが3行目の「【仕様書】資料整理業務」という上から4つ目のものですが、3行目のところから「スタッフの採用と教育の必要を最小限に抑える目的で、可能な限り受託業者のバックアップスタッフを有する作業場所（館外）で効率的に作業を行う」、要はそれをやらせてくださいということなんだろうけれども、これは要はお客様の方に所蔵されている資料みたいなものの資料整理を館外に持ち出して、別のスタッフに整理を任せるといこと

をやってみたいということを言っているのでしょうか。

その場合に、館外に受託業者が資料をどんどん持って行って、整理してまた返すというような、ある種リスクを感じるのですが、私の理解はそれでいいのかどうかということですが、この点はどんなイメージでしょうか。教えていただければと思うのです。

○長島専任調査役 これも私が推定するものですがけれども、公共図書館などでは和書などを書店さんが買って、分類のラベルとか装丁を全部して初めて図書館に納品するという受託方式がよくあるので、もしかしたらそういうイメージをされているのかもしれないです。

○稲生専門委員 わかりました。ちょっとまた考えてみます。

○樫谷主査 よろしいですか。事務局は何かありますか。

それでは、私の方から確認の意味も含めて、官民競争でございますので、コメントを埋めさせていただきますと思います。

ビジネスライブラリーの運營業務につきまして、まず1番目ですけれども、情報遮断体制の確保、特に官民競争でございますので重要だということで、独立行政法人日本貿易振興機構におかれましては、今後行われるビジネスライブラリー運營業務の官民競争入札の入札手続等の中で、入札実施部門から入札参加部門への情報の漏えい等が起きないように、しっかりとした体制を維持していただくとともに、対外的に誤解を招くことのないよう十分注意して手続等を進めていただきたいと思います。

2つ目でございますが、企画書とか提案書等の公平、公正な審査についてでございます。提出された企画書等の審査の際には、特に官民のどちらかに有利となるような審査と誤解されることがないように、公平、公正な審査をお願いしたいと思います。

また、なるべく多くの外部有識者を含む評価委員会での審議を行っていただきまして、第三者による客観性を担保していただくようお願いしたいと思います。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。

○長島専任調査役 わかりました。

○渡邊副主査 済みません。資料B-2に記載されている、やはり民間事業者からの意見で、3番目の人数・業務スキル・待遇面の見込みについての情報を出してほしいとか書いているのを見ると、ちょっとこれは考え過ぎかもしれないのですがけれども、もしかすると、そういうアプローチが民間事業者から行われてもおかしくはないかと思います。

他方、官民競争入札で、まさに今、主査からお話のあったとおり、外形的に見て、それが入札をやる側あるいは競争関係にある側であれ、その機構の方から万が一にも、情報が本当に漏れたかどうかは別として、接触はありますというお話になると、やはりそれ自体がこの市場化テストの公平性とかを疑われる契機になってはいけなないので、今までは正直申し上げて、余りパブリックコメントで個別の官の、今、官でやっておられる方について、個人的な情報というとな変な話ですがけれども、雇いたいという話が出るのは余り今まで拝見したことがなかったものですから、万が一にもそういうアプローチなりがあったときに、くれぐれも公平性が疑われるような、それは別に本当にそうかどうかということよりも、やはり外形的なところが重要かと思っておりますので、是非気をつけていただ

きたいと、パブリックコメントを見て逆に思った次第です。

○長島専任調査役 わかりました。

○樫谷主査 よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことで、今、申し上げたことにつきまして受け入れていただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、これまで3回の審議を行いました、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することとはせず、実施要項(案)の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に一任いただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合は、事務局から各委員にお知らせし、適宜に意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思ひます。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、日本貿易振興機構におかれましては、本実施要項(案)に沿って適切に事業を実施していただくよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日はどうもありがとうございました。

(独立行政法人日本貿易振興機構担当者 入替)

○樫谷主査 それでは、続きましてアジア経済研究所図書館運營業務の実施要項(案)の審議を行います。

本日は独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館の福田館長に御出席いただきありがとうございますので、前回の審議等を踏まえた実施要項(案)の修正点などにつきまして、10分程度で御説明いただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○福田館長 前回の第2回の小委員会で御指摘いただきました点につきまして、私どもの方で更に検討を加え、実施要項等を改めました。また、この間のパブリックコメントでコメントを受けた部分につき、対応を検討いたしましたので、併せて資料企画課長の村井の方から説明させていただきます。

○村井課長 それでは、私、村井より、前回御指摘いただきました事項について、対応とそれに伴う実施要項等の変更点について、次に10月13日から10月20日まで8日間実施しました意見募集の結果及び対応案について御説明させていただきます。

まず、前回御指摘いただいた2点について御説明いたします。1点目はアンケートの集計に当た

っての有効回答数の明確化についての御指摘です。こちらについては御指摘を踏まえ、実施要項7ページの「イ. アジ研図書館利用者アンケート調査」の文言を「満足度（お役立ち度）」の値が、白紙回答と「利用していない」を選択した回答を除いた回答数を母数として、4段階評価の上位2つで平均80%以上を確保することと修正いたしました。

併せて、こちらは第2回小委員会の後に気がついた項目の修正になりますが、92ページのアンケートの「8. その他の非来館型サービスについて」の中に、入札対象業務に該当する項目が含まれていたため、評価にかかわる項目として実施要項に追加いたしました。

2点目は、実施要項9ページの「(7) 委託費の支払い方法」について、支払い時期を業務の遂行状況及び質の担保を確認した後とするよう、支払い頻度の変更も含め、見直すようにという御指摘です。これにつきましては、ビジネスライブラリーと同様にモニタリングを実施しない月の業務の質の確認方法は、翌月初めに提出される月報と、それに基づく月例業務報告会にて行い、また、モニタリングを実施する月については、その結果も併せて確認することとしました。そして、これらの結果を受けて支払いをする旨も、実施要項に明記いたしました。

次に、意見募集に寄せられた御意見と対応策について御説明させていただきます。アジア経済研究所図書館の方には、1者より3つの御意見をいただきました。

1点目は、民間事業者が落札した場合の機構職員の処遇について、委託業者が雇用できる可能性のある候補者の人数、業務スキル、待遇面の見込みについての情報開示の要望です。回答案では、まず入札対象業務を実施している職員の数と人件費については、96ページの「従来の実施状況に関する情報の開示」資料の「1. 従来の実施に要した経費」及び「2. 従来の実施に要した人員」の記載を参考にさせていただけることです。

また、業務従事者に求められる知識、経験についても同様に97ページに記載がありますので、参考にさせていただける旨を回答する予定です。併せて、民間事業者が落札した場合は、実施要項17ページの「10.官民競争入札で民間事業者が落札した場合の機構職員の処遇に関する事項」に従い、対応することも回答に含める予定です。

2つ目は、仕様書の内容に含まれない業務フローの変更、システムの採用などを提案に含めることは可能かというものです。これに対する回答案は、実施要項の「運營業務の実施にあたり確保されるべきサービスの質」に記載した質及び水準の達成に有効と考えられる場合は、仕様書に含まれない業務フローの変更、システムの評価等を提案に含めていただくことが可能である旨をお答えする予定です。

最後の3点目は、カウンター業務維持のための最少遂行人数は何人かという御質問です。これにつきましては、まずILL、配架を含むカウンター業務の現行人数をお知らせするとともに、最少遂行人数について、機構が特段の指定をすることはしない旨を回答いたします。

併せて、入札対象業務全体に従来要した人員数については、97ページの「従来の実施状況に関する情報の開示」資料の「2. 従来の実施に要した人員」の注記に記載しておりますので、参考にさせていただける点も回答いたします。

以上が、前回の小委員会の御指摘への対応と、意見募集で寄せられた質問への回答案についての



御説明です。

ありがとうございました。

○樫谷主査 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

○渡邊副主査 先ほど、まさにビジネスライブラリーについて申し上げたことと同じなのですが、けれども、やはり同じコメントで、是非採用したいみたいな御意見のようにもうかがわれますので、内部から見たときは、勿論ファイヤーウォールを立ててやっていただくにしても、外部から見たときは一体というふうに見えますので、是非御留意いただければと思います。

○樫谷主査 よろしいですか。

事務局からは何かございますか。

○事務局 ございません。

○樫谷主査 それでは、私からのコメントですが、先ほど申し上げたとおりでございますが、情報遮断に関するフォローと、あとは企画書提案の公平、公正な審査について、是非受け入れていただくようお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

受け入れということで、よろしゅうございますか。今、お聞きになっていますね。改めて読み上げませんが、ビジネスライブラリーのことと同じでございます。

それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで3回の審議を行いました。本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや、監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせして適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお教えいただきたいと思ひます。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、日本貿易振興機構におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますようお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了したいと思います。なお、次回の開催につきましては、事務局から追って連絡したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

（独立行政法人日本貿易振興機構関係者 退室）